

第3部第4章第6節 不法行為の効果1（金銭賠償） 709条

設例2: 不法行為の成立要件が満たされて、被害者が加害者に損害賠償を請求できる場合、一定の理由から損害賠償額の調整（減額）が認められることもある。民法では以下のような損害賠償額の調整が行われることがあるが、それぞれ具体的にはどのような場面においてどのような理由で調整がなされるのであろうか。説明しなさい。

(1) 過失相殺

(2) 損益相殺

(2) 素因減額

[展開3]